

## 受付チェックリスト

確認申請提出前に下記項目について内容確認の上、各チェックボックスにレを記入して下さい。下記事項が確認されていることを前提に受理時の審査を行います。

### ■ 提出前の再確認

※1 図書又は図書相互における不適合又は不整合、または規則第1条の3における「図書の種類」もしくは「明示すべき事項」の漏れ等がある場合は、再確認申請となる場合がありますので十分ご注意ください。

	項目	備考
<input type="checkbox"/>	図書相互の整合性がとれている。 (許可等の図書などとの意匠図相互間)	<input type="checkbox"/> 法第6条の3による確認の特例などの場合の緩和は、規則第1条の3第5項表1、2による。 <input type="checkbox"/> 第6項適用による明示すべき事項を他の図書に明示した場合は、その内容を示した図書を添付したか。
<input type="checkbox"/>	規則に規定する「図書の種類」が全てそろっている。	
<input type="checkbox"/>	規則に規定する「明示すべき事項」が全て記載されている。	
<input type="checkbox"/>	建築基準関係規定に基づく許可等は全て取得されている。	
<input type="checkbox"/>	認定書等の添付がされている。(認定書の一覧表を作成添付)	

### ■ 設計者等の記載・資格等の確認【必要な確認事項にレを記入してください。】

	確認事項	適用	備考
<input type="checkbox"/>	委任状が添付されている。 委任状と申請書第2面等の記載内容が整合している。	代理人	確認の申請を代理人に委任する場合のみ。
<input type="checkbox"/>	申請書第1面および正本に添付された設計図書（構造計算書は表紙のみ）の全てに記名・押印がされている。	設計者	申請書記載が自署の場合のみ押印省略可
<input type="checkbox"/>	工事監理者が記載されている。 (未定の場合、未定と記載されている。)	工事監理者	着手前に工事監理者及び工事施工者決定届を提出して下さい
<input type="checkbox"/>	「建築設備の設計に関し意見を聞いた者」が記載されている (申請書第2面)。	建築設備の設計 に関し意見を聞いた者	建築士法第20条第5項（建築設備士）に規定する場合のみ

### ■ 基準法の規定以外の添付図書確認【必要な確認事項にレを記入してください。】

<input type="checkbox"/>	公図写	<input type="checkbox"/>	壁量計算書
--------------------------	-----	--------------------------	-------

### ■ 正本及び副本の整合性の確認【レを記入して下さい。】

<input type="checkbox"/>	正本 1通	<input type="checkbox"/> 正本との整合性がとれている。
<input type="checkbox"/>	副本 1通	
<input type="checkbox"/>	消防同意書 1通	

### ■ 関係法令等の確認（一部抜粋）【該当項目にレを記入してください。】

法令、関係法令、その他			
<input type="checkbox"/>	建築基準法 許可	<input type="checkbox"/>	富士宮市中高層建築物条例
<input type="checkbox"/>	静岡県建築基準条例	<input type="checkbox"/>	富士宮市景観計画の届出
<input type="checkbox"/>	用途地域等・都市計画施設等の位置・道路(接道)確認	<input type="checkbox"/>	屋外広告物条例
<input type="checkbox"/>	地区計画届出	<input type="checkbox"/>	省エネ法の届出
<input type="checkbox"/>	開発許可・制限解除・適合証明等通知	<input type="checkbox"/>	バリアフリー法
<input type="checkbox"/>	市街化調整区域内 建築許可・適合証明	<input type="checkbox"/>	CASBEE 静岡
<input type="checkbox"/>	風致地区条例	<input type="checkbox"/>	静岡県省福祉のまちづくり条例
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	

上記事項について、建築基準関係規定に基づき確認しました。

設計者又は代理人

